

下川町「WEB ハザードマップ」導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領

下川町「WEB ハザードマップ」導入事業（以下「事業」という。）の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、町民等への災害リスクの周知及び防災意識の向上を図ることを目的とする。

第2 業務内容

1 事業名

下川町「WEB ハザードマップ」導入事業

2 事業の内容等

本業務は、パソコンやスマートフォンなどの画面上での閲覧を可能とする WEB 版のハザードマップを作成・導入するものとする。

詳細は別紙仕様書のとおり。

3 履行期限

令和9年2月26日（金）（予定）

4 事業金額

6,386,000円（税込み）

第3 事業担当課

下川町町民生活課

〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地

電話 01655-4-2511 FAX 01655-4-2517

電子メールアドレス bousai@town.shimokawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

1 下川町物品購入等の競争入札参加資格を有している者であること。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、下川町競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされ

ている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

5 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6 事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。）であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 参加資格要件及び事業実績（様式3）

(2) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後17時（必着）

（受付時間は、町の休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による（ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。）。

2 応募資格の確認

(1) 第4に定める応募資格に該当するか確認を行い、令和8年5月20日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書により通知する。

ア 応募資格を有すると認めた者には、応募資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 応募資格を有しないと認めた者には、応募資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により町長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年5月25日（月）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで（必着）。

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による（ファクシミリ）。

り、電子メールによるものは受け付けない。)

(3) 町長は、(2) の説明を求められたときは、令和8年5月29日(金)までに説明を求めた者に対し理由説明書により通知する。

第6 事業実施上の留意事項

1 再委託の禁止

事業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により町の承諾を得なければならない。

2 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品は、原則として町に帰属する。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など(以下「権利留保物」という)は、乙及び第三者に留保されるものとする。

3 法令遵守

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の規定に従って社会保険等の加入措置を取ること。

4 その他

この事業を適切かつ効果的に実施するために、町と常に密接な連携を取ること。

第7 企画提案書の作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案書には、次の事項について明記すること。

- (1) 事業についての考え方及び方針
- (2) 製作体制(総括責任者及び担当者も記載すること。)
- (3) 事業スケジュール
- (4) 内容

ア システム構成

- ・画面構成等
- ・パソコン、スマートフォン等マルチデバイス対応

イ 技術仕様

- ・多様なハザード情報(洪水、土砂災害等)に対応した重ね合わせ表示
- ・印刷機能

ウ 情報掲載

- ・避難所等の表示

- ・カスタマイズ可能な表示機能
- エ 実績、予定額
 - ・運用実績（地方自治体への導入例）
 - ・事業金額に対する本業務における導入予定額
- オ その他事業の充実を図るための工夫等の提案

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書別紙
- (2) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) A4判で作成し、ページの通し番号を付すこと。
- (2) 文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。カラー印刷も可とする。
- (3) ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。
- (4) 企画提案は、一企画提案者につき一つ限りとする。
- (5) 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年6月11日（木） 午後17時（必着）
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による（ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。）。
- (4) 提出部数 5部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。また、企画提案書の提出期限より後において企画提案書等の修正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 町は、公募型プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができる。

第8 質疑応答等

1 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- (1) 提出書類 質疑応答書（様式第5号）
- (2) 提出期間 令和8年6月3日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。電子メール又はファ

クシミリの場合、必ず電話で送信する旨伝え、担当者に着信したことを確認すること。

2 留意点

- (1) 電話等口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質疑応答書に複数項目を記載すること及び質疑応答書を複数枚又は複数回提出することは可とする。
- (3) 質問に対する回答は、企画提案書の提出意思を確認した者全員に電子メールにより回答し、併せて下川町公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

ホームページ URL <https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>

第9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- 2 提出書類に虚偽があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

第10 企画提案書の審査方法及び評価基準

1 企画提案書の受理

提出を受けた企画提案書について、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、さらに参加資格要件について再度確認した上で、適正と認められる者からの企画提案書のみを受理する。

2 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、下川町「WEB版ハザードマップ」作成事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

3 ヒアリングの実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑応答10分の計25分とする。
- イ ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。
- ウ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図面や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする（プロジェクターは使用不可）。
- エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。
- オ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び特定の対象から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

4 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 企画内容【配点70点】

- ア 事業目的の理解
- イ WEB版ハザードマップの体裁
- ウ データ更新、操作性
- エ 導入予定額

(2) 業務体制【配点10点】

- ア 製作体制
- イ 事業スケジュール

(3) その他【配点20点】

- ア 類似事業の実績
- イ 事業充実のための提案

5 事業実施候補者の特定

(1) 審査点の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ごとに、4の評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。

(2) 評価点の計算（第二段階）

(1)により求められた各委員の「審査点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の高いものから順に事業実施候補者として特定する。なお、同点となる場合は、各委員の合議により順位を決定する。また、企画提案者が1者の場合は、評価点が配点総点数の6割以上で事業実施候補者として特定する。

第11 審査結果の通知

1 事業実施候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 事業実施候補者
- (2) 評価点数
- (3) 事業実施候補者にあつては、今後の協定手続の旨
- (4) 事業実施候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

2 事業実施候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により町長に対し、説明を求められることができる。

- (1) 提出期間 1の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5

時まで。

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による(ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない)。

3 町長は、2の説明を求められた日から、5日以内(その日が休日の場合は、その翌日)に回答することとする。

4 事業実施候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 事業実施候補者

(2) 評価点数

第12 協定の締結

事業実施候補者と事業について協議を行い、内容について合意の上、事業に係る協定を締結する。

第13 留意事項

1 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成並びに提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

3 提出された書類は返却しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和8年5月1日(金)から令和8年5月15日(金)まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和8年5月20日(水)
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和8年6月11日(木)まで
ヒアリング	令和8年6月下旬(予定) (企画提案書提出要請と併せて通知)
企画提案書審査結果の通知	令和8年7月上旬(予定)
契約締結	令和8年7月下旬(予定)

第15 参加辞退手続き

本プロポーザルへの参加表明手続きを行った者が、参加を辞退することとなった場合は、参加辞退届「様式6」により届け出ること。